

hand, we had a remark "a legislative or administrative solution would be possible and desirable" as explained above. And another court intervened to mediate the reconciliation talks between the two parties.

Moreover, the century old theory of state immunity was quietly rejected by some courts. The theory has been one of the government's favorite weapons for a long time. And at other time, the courts refuse to apply the statute of limitations. Maybe, the postwar litigations finally break through the wall of time in a little more than ten years since we started in the 1990s.

We have some winning cases at the district court level, such as the cases of Liu Lianren, Chinese forced laborers in Fukuoka and that of Ukishima Maru incident.

Therefore, we may be able to hope the complete victory of the case someday, even if there is a setback like the decision of non-acceptance by the Supreme Court.

Yet, we still have a problem that victims have to waste long time and money before they receive the final decision in the Japanese judicial system. And another problem is that only the limited number of victims who were lucky enough to file a law suit would benefit from relief measures, if they win. Under such condition, we would never be able to bring relief and compensation collectively to the whole population of victims.

So, while working on the court actions further, we have to find ways to expand the fight in other areas than the court proceedings.

(3) Movement to Enact New Legislations

Two postwar compensation measures are proposed at the diet now. They are "the promotional remedy measure for wartime military sexual slavery victims" and "the amendment to National Diet Library law (a legislation to seek the truth for permanent peace)."

In addition, a legislation is being drafted by the Democratic Party to compensate South

Korean former members, civilian employees and disabled veterans of the Imperial Japanese army, who served time as BC class war criminals (one time payment of consolatory money).

- The proposed legislations are going through the cycle of being rejected, being proposed again, being shelved till the next session. The legislation for the military sexual slavery victims did make into actual deliberation in the House of Councilors, but the deliberation has never been completed due to fierce resistance from the governing party, Liberal Democratic Party. The legislation is still up in the air. The other one, "the amendment to National Diet Library Law", is also shelved without ever going through deliberations. Both legislations have been proposed by an opposition party or the coalition of opposition parties. Thus, it is difficult to get governing parties involved in the deliberations.

- Behind the difficulty, there is a rapidly growing trend to be a military power in Japan.

In 1995, the former prime minister Murayama made a public statement, apologizing Japan's colonial rule for the first time in 50 years. In 1998 Japan made an official apology in the Korea-Japan joint declaration when President Kim Dae-Jung of South Korea visited Japan.

However, in today's Japan, "abduction of young Japanese 25 years ago" has gotten more attention of Japanese public. They loudly condemn "state terrorism" by North Korea, and cry for the sanction on North Korea. Some politicians take advantage of the situation. They were successful in enacting legislations for war contingencies, stirring up hostility and fear toward the threat of North Korea.

Japan is moving fast on the road to a military power, being one of the willing coalitions with the US, supporting wars in Afghanistan as well as in Iraq. The Self-Defense Forces is rapidly converted into an expeditionary force to support the US forces. Under such condition, people are no longer interested in reflecting the past war or remedy to war victims.

And it would be difficult to realize postwar compensation without overcoming the

indifference. I believe we need to stop growing militarism. Then we have to establish peace in East Asia in solidarity with Asian people.

(4) What Kind of Fight is Called for , or How Do We Fight to Open a New Phase?

- First of all, we need to continue and strengthen the battles we have been fighting for the past years.

* Continue to report to ILO and campaign at ILO.

We need to have all the help and support we can get to put Japan's violation of the Convention 29 on the agenda at the labor conference in 2004.

*Appeal to trade unions abroad for support and understanding, provide CEACR and ILO secretariat with updates and new information, get the support of labor law scholars for our cause at ILO in alliance with Japanese unionists and South Korean counterparts.

* Develop movements to seek out the war responsibility of industries which practiced forced labor and to investigate facts in Japan, South Korea and the United States.

* Work out several strategies to have the violator industries meet victims as the first step to a settlement through negotiation.

* Set up the network of councilmen or councilwomen of Japan, South Korea and United States whose goal is to resolve the forced labor issues. It does not matter whether he or she is a diet member, member of prefecture assembly or city council. Right now we are planning to create educational pamphlets to promote the understanding of the forced labor issues.

We will be campaigning to organize a group of elected officials who would be interested in the final settlement of the forced labor issues this autumn.

*The year 2005 is the 40th anniversary of the Korea-Japan Basic Treaty as well as

the 60th year of the end of the World War II. We are planning to have extensive and colorful campaign.

*Participate in the anti-war movement to oppose the growing militarism in Japan, as well as to realize the lasting peace in East Asia. Make the world realize that the movement to settle postwar compensation is the important part of a peace movement, and expand the range and the perspective of the movement.

＜第5回公開フォーラム＞

「戦後補償裁判の現況と今後の課題 2003」

—2002年戦後補償裁判の到達点と今年の課題—

■日時：1月17日(金)午後6時(閉会8時30分予定)

■会場：弁護士会館 10F(1003号室)



表 戦争・戦後補償裁判 一覧表(1)

2003.1.15現在

プログラム

開会: 18:00	開会 (司会／小椋千鶴子・有光健)	<敬称略>
(第1部) 戦後補償裁判の成果と課題 (判決報告)		
18:05	*概説: 2002年の戦後補償裁判の動向と課題／高木喜孝	
18:20	A) 高裁: ① 3月27日連合国POW訴訟控訴審判決、東京高裁／永野貫太郎 ② 3月28日江原道遺族訴訟控訴審判決、東京高裁／松田生朗 ③ 11月19日日鉄大阪裁判控訴審判決、大阪高裁 (*資料のみ)	
B) 地裁: ④ 3月29日中国人「慰安婦」第二次訴訟判決、東京地裁／大森典子 ⑤ 4月26日中国人強制連行福岡訴訟判決、福岡地裁／松岡肇 ⑥ 6月28日平頂山事件訴訟判決、東京地裁／泉澤 章 ⑦ 7月9日西松建設訴訟・判決、広島地裁／足立修一 ⑧ 8月27日中国・細菌戦裁判判決、東京地裁／土屋公獻 ⑨ 10月15日台湾元「慰安婦」判決、東京地裁／清水由規子		
19:50	(第2部) 報告&コメント: 国内訴訟以外の内外の動き(海外・立法など)	
	(ア) 米国訴訟のその後／高木喜孝	
	(イ) 国會議員の報告／岡崎トミ子参院議員(民主党)・吉川春子参院議員(共産党)	
	(ウ) 立法の動き報告／今村嗣夫	
	(エ) 会場発言:	
	(オ) まとめ／藍谷邦雄	
20:30	閉会	
<*二次会=懇親会 20:30~地下1F「桂」 会費制>		
*資料集は1部500円で頒布しています。		
*終了後、弁護士会館地下で懇親会も開きます。参加希望者はご予約下さい。(会費制)		

訴訟名	係属	断続・断続・上告	判決・取下	確定
1 孫振斗手帳裁判	福岡地裁 福岡高裁 最高裁	'72. 3. 7 '74. 4. 12 '75. 7. 31	'74. 3. 30 認容 '75. 7. 7 認容 '78. 3. 30 認容	
2 台湾人元軍属軍事郵便貯金時価支払請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁		'77. 1. 26棄却 '78. 5. 23棄却 '82. 10. 15棄却	
3 千代田生命生保支払請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'78.	'78. 1. 26棄却	確定
4 国庫債券支払請求訴訟(香港)	東京地裁 東京高裁		'80. 3. 25棄却	確定
5 台湾人戦時貯蓄債券支払請求訴訟	東京地裁 東京高裁		'80. 10. 31 認容 '84. 7. 30 認容	確定
6 台湾人軍票時価払い戻し請求訴訟	東京地裁 東京高裁		'80. 11. 17棄却 '82. 4. 27棄却	確定
7 サハリン残留者帰還請求訴訟	東京地裁	'75. 12. 1	'89. 6. 15取下	確定
8 台湾人元日本兵士戦死傷補償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'77. 8. 13 '82. '85.	'82. 2. 26棄却 '85. 8. 26棄却 '92. 4. 28棄却	確定
9 サハリン残留韓国人補償請求訴訟	東京地裁	'90. 8. 29	'95. 7. 14取下	確定
10 韓国太平洋戦争遺族会国家賠償請求訴訟	東京地裁	'90. 10. 29		
11 在日韓国・朝鮮人援護法の援護を受ける地位確認訴訟 (鄭商根さん裁判)	大阪地裁 大阪高裁 最高裁	'91. 1. 31 '95. 10. 20 '99. 9.	'95. 10. 11却下 '99. 9. 10棄却 '01. 4. 13棄却	確定
12 堤岩里事件公式謝罪・賠償義務確認請求訴訟	東京地裁	'91. 7. 15	'99. 3. 26休止満了	確定
13 サハリン上敷香韓国人虐殺事件陳謝等請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'91. 8. 17 '95. 8. 9	'95. 7. 27 '96. 8. 7棄却	確定
14 日本钢管損害賠償請求訴訟(金景錫さん裁判)	東京地裁 東京高裁	'91. 9. 30 '97. 5. 29	'97. 5. 26棄却 '99. 4. 6和解	確定
15 韓国人B C級戦犯国家賠償等請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'91. 11. 12 '96. 9. 19 '98. 7. 14	'96. 9. 9棄却 '98. 7. 13棄却 '99. 12. 20棄却	確定
16 アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'91. 12. 6 '01.	'01. 3. 26棄却	
17 強制徴兵・徴用者等に対する補償請求訴訟 (韓國江原道遺族会訴訟)	東京地裁 東京高裁	'91. 12. 12 '96. 12. 6	'96. 11. 22棄却 '02. 3. 28棄却	

表 戦争・戦後補償裁判 一覧表(2)

2003.1.15現在

訴訟名	係属	提起・控訴・上告	判決・取下	確定
18 金順吉三菱造船損害賠償請求訴訟	長崎地裁 福岡高裁 最高裁	'92. 7. 31 '97. 12. 9 '99. 10.	'97. 12. 2棄却 '99. 10. 1棄却	
19 援護法傷害年金支給拒否決定取消訴訟 (在日韓国・朝鮮人 陳さん石さん裁判)	東京地裁 東京高裁 最高裁	'92. 8. 13 '94. 7. 26 '98. 10. 13	'94. 7. 15棄却 '98. 9. 29棄却 '01. 4. 5棄却	確定
20 浮島丸被害者国家補償請求訴訟	京都地裁 大阪高裁	'92. 8. 25 '01. 9. 3	'01. 8. 23一部認容 '02. 12. 12結審	
21 対日民間法律救助会不法行為責任存在確認等請求事件 (日帝侵略の被害者と遺族369人の謝罪請求訴訟)	東京地裁 東京高裁	'92. 8. 28 '96. 3. 26	'96. 3. 25棄却 '99. 8. 30棄却	
22 対不二越強制連行労働者に対する未払賃金等請求訴訟	富山地裁 名古屋高裁 金沢支部 最高裁	'92. 9. 30 '96. 8. 6 '98. 12. 25	'96. 7. 24棄却 '98. 12. 21棄却 '00. 7. 11和解	確定
23 金成壽国家賠償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'92. 11. 5 '98. 7. 6 '00.	'98. 6. 23棄却 '00. 4. 27棄却 '01. 11. 16棄却	確定
24 シベリア抑留在日韓国人国家賠償請求訴訟(李昌錫)	京都地裁 大阪高裁 最高裁	'92. 11. 9 '98. 4. 1 '00.	'98. 3. 27却下 '00. 2. 23棄却 '02. 7. 18棄却	確定
25 釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請求訴訟	山口地裁 下関支部 広島高裁 最高裁	'92. 12. 25 '98. 5. 1 '01. 4. 12	'98. 4. 27一部認容 '01. 3. 29棄却	
26 フィリピン「従軍慰安婦」国家補償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'93. 4. 2 '98. 10. 23 '00. 12. 20	'98. 10. 9棄却 '00. 12. 6棄却	
27 在日韓国人元従軍慰安婦謝罪・補償請求訴訟(宋神道)	東京地裁 東京高裁 最高裁	'93. 4. 5 '99. 10. 7 '00. 12. 12	'99. 10. 1棄却 '00. 11. 30棄却	
28 光州千人訴訟	東京地裁 東京高裁	'93. 6. 30 '98. 12. 21	'98. 12. 21棄却 '99. 12. 21棄却	
29 香港軍票補償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'93. 8. 13 '99. '01. 2.	'99. 6. 17棄却 '01. 2. 8棄却 '01. 10. 16棄却	確定

表 戦争・戦後補償裁判 一覧表(3)

2003.1.15現在

訴訟名	係属	提起・控訴・上告	判決・取下	確定
30 在日韓国人妻富中援護法の援護を受ける地位確認訴訟	大津地裁 大阪高裁 最高裁	'93. 8. 26 '97. 11. 21 '99. 10. 1	'97. 11. 17却下 '99. 10. 15棄却 '01. 4. 13棄却	確定
31 人骨焼却差止住民訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'93. 9. 2 '94. 12. 16 '95. 12. 27	'94. 12. 5棄却 '95. 12. 20棄却 '00. 12. 19棄却	確定
32 オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'94. 1. 24 '98. 12. 2 '01. 10.	'98. 11. 30棄却 '01. 10. 11棄却	
33 金成壽恩給請求棄却処分取消請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'95. 1. 18 '98. 8. 4 '01. 11. 16	'98. 7. 31棄却 '99. 12. 27棄却 '01. 11. 16棄却	確定
34 イギリス等元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'95. 1. 30 '98. 11. 26	'98. 11. 26棄却 '02. 3. 27棄却	
35 韓国人元B C級戦犯公式謝罪・国家補償請求訴訟	東京地裁 東京高裁 最高裁	'95. 5. 10 '99. 4. 6 '01. 11. 22	'99. 3. 24棄却 '00. 5. 25棄却 '01. 11. 22棄却	確定
36 鹿島花岡鉱山中国人強制連行等損害賠償請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'95. 6. 28 '97. 12. 11	'97. 12. 10棄却 '00. 11. 29和解	確定
37 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟一次訴訟	東京地裁 東京高裁	'95. 8. 7 '01. 6.	'01. 5. 30棄却	
38 中国人戦争被害者(南京・731部隊)損害賠償請求訴訟	東京地裁 東京高裁	'95. 8. 7 '99.	'99. 9. 22棄却 '02. 12. 19結審	
39 日本製鉄韓国人元徴用工損害賠償等請求訴訟	東京地裁	'95. 9. 22	'97. 9対新日鐵和解 '01. 10. 17結審	
40 三菱広島・元徴用工被爆者未払賃金等請求訴訟(韓国)	広島地裁 広島高裁	'95. 12. 11 '99. 4. 2	'99. 3. 25棄却	
41 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟二次訴訟	東京地裁 東京高裁	'96. 2. 23 '02.	'02. 3. 29棄却	
42 劉連仁強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟(中国)	東京地裁 東京高裁	'96. 3. 25 '01. 7. 23	'01. 7. 12一部認容	
43 平頂山虐殺事件損害賠償請求訴訟(中国)	東京地裁 東京高裁	'96. 8. 14 '02.	'02. 6. 28棄却	

表 戦争・戦後補償裁判 一覧表(4)

2003.1.15現在

訴訟名	係属	提起・上告	判決・取下	確定
44 シベリア抑留元日本兵謝罪・損害賠償請求訴訟	東京地裁	'96. 9. 25	'00. 2. 9棄却	
	東京高裁	'00. 2.	'00. 8. 31棄却	
	最高裁	'00.	'02. 3. 8棄却	確定
45 日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害訴訟第一次訴訟(中国)	東京地裁	'96. 12. 9		
日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害訴訟第二次訴訟(中国)	東京地裁		'03. 5. 15判決予定	
46 韓国人元女子挺身隊公式謝罪・損害賠償請求訴訟 (東京麻糸)	静岡地裁	'97. 4. 14	'00. 1. 27棄却	
	東京高裁	'00.	'02. 1. 15棄却	
47 7.3.1部隊細菌戦(浙江省・湖南省)国家賠償請求訴訟	東京地裁	'97. 8. 11	'02. 8. 27棄却	
	東京高裁	'02. 9. 3		
48 中国人42人対国・企業損害賠償・謝罪広告請求訴訟	東京地裁	'97. 9. 18	'02. 3. 26結審	
49 在日台湾人遺族未払教員恩給支払請求訴訟	東京地裁	'97. 11. 12		
50 中国人強制連行・強制労働損害賠償長野訴訟	長野地裁	'97. 12. 22		
51 日鉄大阪製鐵所元徴用工損害賠償請求訴訟	大阪地裁	'97. 12. 24	'01. 3. 27棄却	
	大阪高裁	'01.	'02. 11. 19棄却	
	最高裁	'03.		
52 西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟	広島地裁	'98. 1. 16	'02. 7. 9棄却	
	広島高裁	'02. 7. 10		
53 台湾出身元B.C級戦犯損害賠償請求訴訟	東京地裁	'98. 5. 7	'01. 2. 23棄却	
	福岡高裁 宮崎支部	'01.	'02. 5. 21棄却	
54 大江山ニッケル鉱山強制連行強制労働損害賠償請求訴訟	京都地裁	'98. 8. 14	'03. 1. 15棄却	
55 在韓被爆者健康管理手当受給権者地位確認訴訟 (郭貴勳裁判)	大阪地裁	'98. 10. 1	'01. 6. 1認容	
	大阪高裁	'01. 6. 15	'02. 12. 5認容	確定
56 中国人性暴力被害者謝罪損害賠償請求訴訟(山西省)	東京地裁	'98. 10. 30		
57 三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟	名古屋地裁	'99. 3. 1		
58 崔圭明日本生命の企業責任を問う裁判	大阪地裁	'99. 3. 1		
59 在韓被爆者李康寧健康管理手当受給権者地位確認訴訟	長崎地裁	'99. 5. 31	'01. 12. 26認容	
	福岡高裁	'02. 1. 8	'03. 2. 7判決予定	
60 台湾人元「慰安婦」損害賠償・謝罪請求訴訟	東京地裁	'99. 7. 14	'02. 10. 15棄却	
	東京高裁	'02.		
61 中国人被爆者損害賠償訴訟	新潟地裁	'99. 8. 31		
62 北海道中国人強制連行訴訟	札幌地裁	'99. 9. 1	'03. 5. 13結審予定	

表 戦争・戦後補償裁判 一覧表(5)

2003.1.15現在

訴訟名	係属	提起・上告	判決・取下	確定
63 李秀英南京大虐殺名誉毀損訴訟	東京地裁	'99. 9. 17	'02. 5. 10認容	
	東京高裁	'02. 5.		
64 韓国人徴用工供託金返還請求訴訟(日鉄釜石)	東京地裁	'00. 4. 27		
65 福岡中国人強制連行訴訟	福岡地裁	'00. 5. 10	'02. 4. 26一部認容	
	福岡高裁	'02. 4. 26		
66 韓国元軍人・軍属・遺族靖国合祀絶止・遺骨返還・謝罪補償請求訴訟	東京地裁	'01. 6. 29		
67 中国・海南島元「慰安婦」補償請求訴訟	東京地裁	'01. 7. 16		
68 中国人港湾強制労働損害賠償請求訴訟	新潟地裁	'00. 9. 12		
69 在韓被爆者李在錫健康管理手当受給権者地位確認訴訟	大阪地裁	'01. 10. 3	'03. 3. 20判決予定	
70 中国人強制連行新潟訴訟	新潟地裁	'02. 3. 13		
71 中国人強制連行群馬訴訟	前橋地裁	'02. 5. 27		

※ ここでは日本の裁判所に提訴された裁判のみを対象とし、また日本人のみを補償対象とした訴訟はのぞいた。この他に関連する訴訟として、戦後50年決議無効請求訴訟、国立平和記念館建設差し止め訴訟などがある。

※ 追加提訴がある訴訟については、第2次分以降の提訴年月日は原則として省略した。

【主要参考文献】日本弁護士連合会(1993)「第36回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書」
戦後補償国際フォーラム実行委員会(1994)「戦後補償実現のために」、梨の木舎
藍谷邦雄(1995)「戦後補償裁判の現状と課題」、季刊戦争責任研究、第10号
その他、各支援団体のWebサイト、Fax速報など。

【まとめ】新谷 ちか子

【協力】戦後補償ネットワーク、戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会、
在日の慰安婦裁判を支える会、下関判決を生かす会

<概説>2002年の戦後補償訴訟の動向と課題

2002年の判決		弁連協事務局担当 弁護士 高木 喜孝
A) 高裁 :	① 3月27日連合国POW訴訟控訴審判決 ② 3月28日江原道遺族訴訟控訴審判決 ③ 11月19日日鉄大阪裁判控訴審判決	〈棄却〉 東京高裁 〈棄却〉 東京高裁 〈棄却〉 大阪高裁
B) 地裁 :	④ 3月29日中国人「慰安婦」第2次訴訟判決 ⑤ 4月26日中国人強制連行福岡訴訟判決	〈棄却〉 東京地裁 福岡地裁 〈三井鉱山に勝訴〉
	⑥ 6月28日平頂山事件訴訟判決 ⑦ 7月9日西松建設訴訟・判決 〈棄却 但し道義的責任を認める付言〉	〈棄却〉 東京地裁 広島地裁
	⑧ 8月27日中国・細菌戦裁判判決 ⑨ 10月15日台湾元「慰安婦」判決	〈棄却〉 東京地裁 〈棄却〉 東京地裁

(1) 「三井鉱山中国人強制連行・強制労働事件福岡判決」

日本司法に、国際人道法の理解をさらに深めさせよう

- ① 「正義、衡平の理念に著しく反し」、民法の除斥期間を適用制限
- 占領地住民に対する占領軍による強制連行・強制労働は典型的なハーグ陸戦規則違反
 - ハーグ条約に基づく責任主体は加害国；しかし軍に加担した民間企業の民事責任についても、ハーグ条約の理念が民法の除斥期間の適用を制限する裁判規範として直接用いられる。

※ 国際法の適用（憲法98条 条約及び確立された国際法規の遵守）

- i) 国内法（民法）の解釈原理として ii) 国内法の特別法として
並) 国内法としての条約（狭義の直接適用）

- ② 「国家無答責」による日本国の免責
- 請求権者が被害者個人か被害者の属する国家か、は争点であっても、ハーグ条約に基づく加害国の責任はいずれにせよ明白、無答責ということはありえない。ハーグ条約3条に基づく被害者個人請求権の成否

- ※1 ギリシャ・レバディア判決（1997年10月30日）が、同国最高裁判所でも維持・確定
ドイツ国の「主権免除」の主張に対し、国際人道法に対する重大な侵害（ユス・コーゲンス違反）については「外国主権免除」を認めない。

※2 国連人権委員会「C.Bassiouni 特別報告書」最終報告（2000年1月18日）

：「ファン・ボーベン報告書」を継承し、個人請求権を明示した報告。

(2) 「西松建設中国人強制連行・強制労働事件広島判決」

民間企業の安全配慮義務を初めて認めた。

棄却判決ながら道義的責任を認めた上、道義上の観点からドイツ強制労働補償基金や花岡平和友好基金について「示唆に富む」と言及。

<第2部>国内訴訟以外の内外の動き

① 「米国訴訟のその後」

弁護士 高木 喜孝

1 連邦控訴審

- (1) ウォーカー判決（第1；旧連合国捕虜原告事件・第2；韓国人中国人強制労働原告事件）の控訴審

（2002年10月7日弁論；連邦第9巡回控訴裁判所）

- ① サンフランシスコ平和条約14条b項により連合国国民の請求権は放棄されたか。
② ヘイデン法が連邦の外交権を侵犯し無効か。

(2) 「慰安婦」訴訟の控訴審

（2002年12月10日弁論「外国主権免除」をめぐって；連邦ワシントンD.C.控訴裁判所）
連邦「外国主権免除法（FSIA）」（1952）の例外規定の内、「商業活動」に当たるか否か、また同FSIAを適用させうるかが争点。

※プリンツ事件；ギリシャ・レバディア判決

原告側は、「慰安婦」に関し、日本政府だけでなく輸送等に関わり利益を得た日本企業にも責任があると新たな訴訟を計画中。

2 カリフォルニア州裁判所における攻防

- ① 米国捕虜訴訟（オレンジ郡上級裁判所係属）

サンフランシスコ平和条約について最終判断を下すのは、裁判所であると審理の進行を命ずる。

- ② 韓国人強制労働訴訟（ロサンゼルス郡上級裁判所）

ヘイデン法は連邦外交権の侵犯で無効か。

日韓請求権協定により韓国人の請求権は消滅したか。

裁判所は、韓国人の請求権が消滅したと断定もできないとして証拠開示手続の進行を命令。カリフォルニア州控訴裁判所に対し被告上訴、係属中。

小野田セメント訴訟 (1999.10.4.提訴、カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所)

原告：ジェ・ウォン・ジョン（鄭在源、日本名＝月城在源 キシヤリモト、1922年5月4日生まれ、米国籍カリフォルニア州ロサンゼルス在住 Jae Won Jeong）

被告：小野田セメント、秩父小野田セメント、小野田U.S.A.、小野田カリフォルニア、カリフォルニア・ポートランドセメント、ローンスター・ノースウエスト、太平洋セメントU.S.A.

集団訴訟：合衆国市民と在留者（または合法的権益代表者）で1929年から1943年まで小野田およびその関係会社の利益のために強制労働させられた人

争点：a)日本はナチの同盟国だったか？

b)原告は被告の利益のために強制労働させられたか？

c)被告は原告の利益のために強制労働させ、その結果負傷させたことに対し賠償責任を負うか？

d)被告は強制労働によって不公正に利益を上げたか？

原告被害体験：1922年5月4日朝鮮生まれ。1940年に法政大学で経済学を学ぶため渡日。（1942年予科2部課程修了）

1943年12月学徒動員令。他の朝鮮人学生とともに動員拒否。警察で尋問を受け、命令で下関・釜山経由でソウルへ帰還。「朝鮮志願兵訓練所」に送られ、「自己否定精神訓練」と称する拷問や虐待を受ける。水や食糧も不足し、極寒も藁の上で眠る。1944年1月学徒動員拒否朝鮮人学生は2グループに分けられ、一方は江原道三陟市の強制労働所へ、原告ら約60人はソウル北東部の咸鏡南道文川郡都草面川内里の強制労働所に送られた。そこは小野田セメントの工場で、石灰岩を運ぶ重労働を課せられ、負傷しても治療も受けず、薬もなく、賃金も支払われていない。食糧、水も不足し、拷問も受けた。その結果多くの労働者が死んだり、病気になった。原告のグループの約30人が死亡したが、その石灰岩の採石場では約200人の朝鮮人労働者が強制労働させられていた。原告自身も、山から工場まで石灰石を運ぶ重い車を押す苛酷な労働で負傷し、座骨神経痛になったが、薬も治療も受けられず、原告小野田の拷問を恐れてもっと働かされた。座骨症などは現在まで続いている。日本の軍産共同体は朝鮮人を奴隸として使う一貫した政策を取った。1997年に米国籍取得。

請求根拠：①継続した強制労働と損害への賠償（CA民事訴訟法354）

②不正蓄財

③不法行為による損害

④不法・不公正・不正な商行為

請求項目：A.正当な集団訴訟であることの確認

B.原告・被害者側が完全に強制労働への補償を得るまで被告のカリフォルニア州での事業の禁止

C.強制労働への正当な市場価値による補償および負傷等への補償（利息を含む）

D.被告側の不正な行為による全被害、事故などへの補償額の裁定

E.被告の不正行為から派生した全利益の返済と補償

F.被告の不正な行為から引き出された全利益に対する保全

G.被告の不正な行為から引き出された全利益についての原告への判決前・判決後の利益の裁定

H.被告の行為による顕著で重大な損害の裁定

I.原告の尊厳を回復するため被告による原告に対する不正行為の公的認知と謝罪

平成15年7月22日判決言渡
同日判決原本領取
裁判所書記官五十嵐勝己

平成13年(仮)第2631号各アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成3年(ワ)第17461号、平成4年(ワ)第5809号)
(口頭弁論終結の日 平成15年3月4日)

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ2000万円を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、旧朝鮮地域に志願兵制度及び徴兵制度、自由募集、官斡旋及び国民徴用令の適用等により韓国人を旧日本軍の軍人軍属としたことに関し、また、同国人女性が軍隊慰安婦（従軍慰安婦ともいう。）とされたことに関し、旧日本軍の軍人軍属及びその遺族であるとする韓国の控訴人ら（以下「軍人軍属関係の控訴人ら」という。）並びに軍隊慰安婦であったとする韓国の控訴人ら（以下「軍隊慰安婦関係の控訴人ら」という。）が、被控訴人の行為によって耐え難い苦痛を被ったと主張し、被控訴人に対し、損失補償ないし損害賠償を求め、また、未払給与債権及び未払郵便貯金債権（以下「未払給与債権等」ということがある。）を有し、仮に上記債権が消滅したとすればその補償請求権を有すると主張し、被控

があると解釈され、また、判例もそのように解釈していた。

この点につき、控訴人らは、1928年（昭和3年）以降の大日本国帝国においては、受容した国際慣習法としての「人道に対する罪」に基づく民事賠償規範に抵触する限りで「国家無答責の原則」は変更、消滅していたと解すべきであると主張するが、「人道に対する罪」が民事賠償規範としての国際慣習法として成立していたとは認められないことは前記のとおりであるから、控訴人らの主張は前提において失当である。

しかし、戦前において、上記のような解釈が採られていた根拠は必ずしも明らかではなく、結局、国の権力作用に伴う不法行為に基づく損害賠償請求訴訟については司法裁判所において民事裁判事項と認めず行政裁判所においても行政裁判事項として認めず、共にその訴訟を受理しなかったため、その種の損害賠償請求を法的に実現する方法が閉ざされていただけのことであり、国の権力作用による加害行為が実体的に違法性を欠くとか有責性を免除されているものではなかったと解すべきである。いわゆる「国家無答責の法理」は、上記のような訴訟要件としての権利保護適格を否定する解釈が採られていたことによるものにすぎず、行政裁判所が廃止され、公法、私法関係の訴訟を司法裁判所において審理されることが認められる現行憲法及び裁判所法の下においては「国家無答責の法理」に正当性ないし合理性を見い出し難い。もともと国家賠償法は民法709条以下の不法行為法の特別法である性格も有し、国家賠償法の制定がなければ賠償請求権の実定法上の根拠がなかったと解すべきではなく、一般法としての民法709条以下の不法行為法が原則として適用されると解すべき余地が十分にあり得たものであり、民法715条の文言上は、公務員の公権力の行使が同条の適用から排除されているとはいえないこと、行政裁判法16条が「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」と規定しており、同条の規定は、実体法上は、公権力の行使に違法があった場合に國に損害賠償請求権が成立することを前提としながら、行政裁判所が損害賠償請求訴訟を受理しないという訴訟法上の規定を置いたにすぎないものと解され、他方、司法裁判所も前提問題と

して行政処分等公権力の行使の適否、瑕疵を判断しなければならない時は、行政裁判所による行政裁判手続を設けた趣旨にかんがみ、結局司法裁判所が判断し得る私法上の民事裁判事項ではないとして権利保護適格を認めていなかつたにすぎないと解されるから、現行憲法及び裁判所法の下において裁判所が国家賠償法が施行される以前の法体系の下における民法の不法行為の規定の解釈・適用を行うに当たっては、訴訟手続上の制約が解止されたものと考えるのが相当である（もっとも、国家賠償法〔昭和22年10月27日公布、同日施行〕施行前においては、公務員の権力的作用による損害については、同法附則6項により「従前の例による」ものとされていたから、権利保護適格が認められないため訴えが不適法となると解する余地もあるが、同法附則6項が民事裁判事項であることを依然として否定する訴訟手続規定であると解するのは疑問がある。）。

そこで、民法による損害賠償法理の適用の余地があり得るので、とりあえず、その不法行為責任の成否について以下に判断しておく。

イ 軍人軍属関係の控訴人らについて

(ア) 朝鮮人について我が国の軍人や軍属として募集や徴用をした経緯や形態については、第4の1の(一)(1)のイ及びウに、軍人軍属関係の控訴人ら各自についての事実経過は第4の1の(二)(1)にそれぞれ記載したとおりである。

(イ) 軍人軍属関係の控訴人らが主張する被控訴人の行為は、軍人関係の者については、その関係が生じた原因が徴用（控訴人朴七封、金炳國。また、控訴人金載鳳、權奇泰は徴用と推認される。）であれば、戦争を遂行する国の権力的作用として命じたものないしそれに付随した行為にほかならず、また、志願（控訴人裴在鳳、控訴人金判永、丁來鳳、羅永基、控訴人鄭琪永）であっても、志願それ自体が被控訴人の権力関係下に組み入れるものであり、戦争を遂行する国の権力的作用として命じたものないしそれと同種の行為にほかならないが、被控訴人がこれらの行為に基づく損害につき民法上の不法行為責任を負うか否かは、結局、前述の安全配慮義務違反の事実があるか否かの判断と同じである。

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の現状

2003年9月20日

弁護団 弁護士 藤井浩一

1 裁判の概要

(1) 事件の概要

1944年6月、主として小学校長の斡旋により、小学校在学中あるいは卒業まもない幼い少女だった原告らが「日本に行けば、女学校に通うことができる」「働いて金ももらえる」と騙されて、名古屋三菱重工業に連れて来られ、軍用機製造のための労働を強制されて、賃金も支払われなかった事件。

解放後の彼女たちを待ち受けていたのは、軍性奴隸と同一視され、性差別の偏見の下におかれる苦難に満ちた人生であった。

(2) 原告 元朝鮮女子勤労挺身隊員7名（うち遺族原告1名）

現在、光州と全羅南道と済州島等に在住

(3) 被告 日本国

三菱重工業株式会社

(4) 弁護団 42名の弁護士（うち、常任16名）

(5) 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

市民の中から自発的に参加した人830名からなる。

原告らの日本への渡航費・滞在費等を負担し、原告の日本での裁判出席を援助し、また裁判を傍聴して大法廷を一杯にするなどの支援をしている。さらに原告らの当時の状況を演劇にするなど、一般市民への啓蒙文化活動もしている。

(6) 提訴日 1999年3月1日

2 請求の概要

(1) 謝罪の要求（新聞への謝罪文の掲載）

(2) 強制連行・強制労働自体に対する損害賠償請求（不法行為、債務不履行）

(3) 先行行為にもとづく作為義務違反による賠償請求（立法不作為、行政不作為）

3 被告日本国の反論

- (1) 国家無答責（国家賠償法施行（1974年10月）前の、国の権力的作用により生じた損害については国は責任を負わない）
- (2) 除斥期間（時効）（不法行為に基づく賠償請求権は、加害行為から20年経過すると主張できない）
- (3) 日韓請求権協定（協定により、請求権は主張できない）

4 被告三菱重工業株式会社の反論

- (1) 別会社（戦前の三菱重工業と現在の三菱重工業とは別会社であるから、現在の三菱は戦前の三菱の賠償義務を引き継がない）
- (2) 法律（会社経理応急措置法及び企業再建整備法）により債務消滅（法律により旧会社の債務を承継しない）
- (3) 除斥期間
- (4) 日韓請求権協定

5 裁判の進行の現状と今後の問題点

- (1) 進行状況（判決に向けて）
現在、原告本人尋問中。2004年半ばまでには終結する予定。判決は2004年中か？
- (2) 被告らをどうしたら話し合いのテーブルにつかせるか（和解解決に向けて）
本件ワークショップは時宜にかなった企画である。
- (3) 日韓請求権協定を理由に被害者らの請求を棄却した判決が最近、東京高等裁判所であった。これにどのように対処するか。

以上

在外被爆者を巡る裁判の経過について

030920

韓国・ソウルにて

弁護士 足立修一
オツタ ニシイチ

第1 被爆者援護の法制度

- ・原爆医療法 1957年
- ・東京原爆訴訟第1審判決 1963年

被爆者の請求は棄却したが、原爆投下の國際法違反を宣告し、また、戦争被害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるとして、立法府、行政府の責任に言及した。

- ・原爆特別措置法 1968年
- ・被爆者援護法 1994年

第2 在外被爆者を巡る裁判

1 孫振斗手帳裁判

広島で被爆した韓国人被爆者が、日本での治療を求めて密入国し、被爆者健康手帳の交付を福岡県知事に申請したところ、却下処分をしたため、処分の取消を求めた事件で、裁判所が却下処分を取り消して、日本国に適法な居住関係が存在しない者についても、被爆者健康手帳を交付せよ命じた。

・福岡地裁判決（1974年3月30日）原告勝訴→同年7月に402号通達発令。

・福岡高裁判決（1975年7月17日）原告勝訴

2003.3 同上

・最高裁判決（1978年3月30日第1小法廷判決）原告勝訴

最高裁は、原爆医療法の制度の根底に実質的に国家補償的配慮があることを指摘した。
「被爆者であって、わが国に現在するものである限りは、その理由のいかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合する。」

2 辛泳洙さんへの手帳交付と402号通達（1974年7月）

辛泳洙さん（韓国原爆被害者協会会长）に東京都が手帳交付の方針を決めたのが、1974年7月25日で、厚生省は、東京都が辛泳洙さんに手帳交付することを見越して、現在の在外被爆者訴訟で最大の争点になっている402号通達（1974年7月22日衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達）を発令した。

402号通達抜粋

「特別手当受給権者は、死亡により失権するほか、同法（原爆特別措置法）は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従ってこの場合にも特別手当は、失権の取扱いとなること。」

* このときの「特別手当」は、現在の「医療特別手当」と「特別手当」を含み、また、「健康管理手当」にも準用されている。

1980年 基本懇答申

広い意味での国家補償は認めるが、一般戦災者との均衡論を打ち出す。
在韓被爆者問題に触れず。

在韓被爆者問題についての日韓与党合意に基づき、渡日治療などが計画される。

1981年から5年間 349人

1989年、1990年 外務省ODAから、各4200万円を支出。
在韓被爆者に対する人道支援対策として。

1990年 在韓被爆者対策として、40億円の拠出が決まる。

しかし、使途が制限され、ハプチヨンの被爆者福祉会館を作ることになる。
個人に補償してはならない。

そこで、大韓赤十字に預託し、利息で医療補助金を給付するようにしてきた。
しかし、低金利のため、元本が取り崩され、2003年から2004年にはなくなることが見込まれ、韓国政府が基金の維持のために一部拠出している。

③ 三菱広島元徴用工被爆者訴訟

→ 幸福な人生

1995年12月11日 広島地裁に提訴 原告46名

1999年3月25日 第1審判決 原告敗訴

1999年4月2日 原告控訴、控訴審継続中

この裁判は、日本が戦争していた1944年に強制連行された韓国人が戦後補償を求めた裁判。原告がすべて、広島で被爆しているため、在韓被爆者の戦後の放置（無援護）を問題として、韓国に居住している状態で、日本国に被爆者援護を行えということを主として主張し、予備的に手帳の交付、手当を受けた原告について、失権させるべきでないと主張した。

判決は、被爆者援護法等が、海外で適用されないとして、損害賠償を認めなかった。一

且被爆者としての権利を認められた者についての失権取扱について判断を脱漏させた。

坂口厚生労働大臣は、この判決を以て、郭貴勲さんが大阪地裁で勝訴したときに、国が控訴する根拠として援用した。しかし、事案と裁判の主要な争点は異なるものであるから不当な対応といわざるを得ない。

4 郭貴勲手帳裁判

在韓被爆者で、日本に来て、被爆者健康手帳を取得し、健康管理手当の受給をしていたところ、日本国外に出国することによって手帳と手当を失権させられたことを争う。

1998年10月1日 大阪地裁に提訴

法律に明文がないのに、402号通達だけで、被爆者の権利を剥奪するのは誤っている。

2001年6月1日 原告勝訴

国に対して被爆者たる地位の確認、大阪府に対して健康管理手当を支払え、但し、国賠請求は否定した。

2001年6月15日 被告ら控訴

2002年2月5日 大阪高裁での第3回口頭弁論で裁判官3名を忌避。

2002年12月5日 原告勝訴（1審と同様）

2002年12月18日 厚生労働大臣が上告断念。

これにより、402号通達は修正されることが決定。1997年12月以降の未払手当について、任意に支払う方針を決める。

2003年3月1日、政令改正、402号通達を廃止した。手当が日本国外で受領できるようになった。

5 李康寧手帳裁判

在韓被爆者で、日本に来て、被爆者健康手帳を取得し、健康管理手当の受給をしていたところ、日本国外に出国することによって手当を失権させられたことを争う

1999年6月1日 長崎地裁に提訴

2001年12月26日 原告勝訴

国に対して健康管理手当を支払え、但し、国賠請求は否定

2003年2月7日 福岡高裁で、原告勝訴

6 広瀬方人裁判

日本人被爆者で、中国の大学で教えるために出国したことで、健康管理手当を打ち切られたことを争う

2001年9月11日 長崎地裁に提訴

2003年3月19日 原告勝訴

手当請求権が5年で時効にかかるとの主張を権利濫用とする

7 李在錫手帳裁判

在韓被爆者（原爆症認定の被爆者）で、日本でケロイドの手術後、特別手当の受給をしていたところ、日本国外に出国することによって、手帳と手当を失権させられたことを争う。

2001年10月3日 大阪地裁に提訴

2003年3月20日 原告勝訴

8 森田隆・在ブラジル被爆者裁判

ブラジルに移住した日本人被爆者が日本に帰国したとき、被爆者健康手帳を取得し、健康管理手当の受給をしていたところ、日本国外に出国することによって失権させられたことを争う。

坂口厚生労働大臣が2001年12月に発表した「在外被爆者に関する検討会」意見を踏まえてなされた対策に失望して、提訴を決意した。

2001年3月1日 広島地裁に提訴

2001年5月9日 第1回口頭弁論

第3 被告国らの主張の混迷

1 郭貴勲裁判第1審での国らの主張

はじめのころの国の主張の骨子は、①行政法は国外で適用できない、②無拠出の社会保障法、③立法者意思、④海外に支給する手続がないとし、日本国を出国した被爆者は、日本人被爆者も外国人被爆者の適用・援護しないというものであった。

ところが、倉本寛司さん（米国被爆者協会名誉会長）、森田隆さんの証人調べ（1999年11月）の後、2000年4月以降になって、日本に居住している者は、一時的に出国しても、適用・援護するとして、日本に居住又は現在することが、「効力存続要件」であると主張はじめた。

2 郭貴勲裁判第1審敗訴後の国らの主張

大阪地裁が、日本に居住又は現在することが、「効力存続要件」であることを否定したため、国らが自ら主張した、日本に居住又は現在することが、「効力存続要件」であるとの主張を控訴審の当初は明確にせず、手帳の交付などで発生した権利はもともと欠けた権利（日本に居住も現在もしなくなると失権する権利）に過ぎないと主張し出した。

そして、①の行政法は国外で適用できないと主張していた点について強調しなくなり、主たる主張として、「医療なくして、手当なし」として、「国外の被爆者への医療はない」から、「国外の被爆者に手当を出せない」と主張するようになった。また、非拠出の社会保障という点を強調し、被爆者手当は税金で賄われているから、「社会連帯が目的」、

よって、日本社会の構成員でないものには、手当を支給できないと主張してきた。

第4 被告国の論理は破綻していた

- 1 「医療なくして、手当なし」とは言えない。
医療を受けることは権利であり、手当を受けるための義務ではない。
被爆者の権利は選択的に主張できる。
日本に行ったときに、「指定医療機関」、「一般疾病医療機関」を受診できるということでも意味がある。
- 2 日本社会の構成員であることを否定できない日本国籍保持者に援護しないことを説明できない。
短期滞在の在韓被爆者は日本に現在しているだけで日本社会の構成員になるのか。
- 3 国の論理の破綻は、402号通達の違法性を示すものと主張してきた。

第5 郭貴勲裁判をはじめとする在外被爆者訴訟がもたらした成果

- ✓
- 1 日本政府の責任で、国外に援護しなければならない被爆者が存在することを認めさせた。
 - 2 各種手当の在外被爆者に対する海外送金を実現した。
 - 3 各種手当の在外被爆者に対する未払分の支払い（現時点では、1997年12月以降の分のみ）。

第6 今後の課題

1 現地からの手帳・手当の申請

孫振斗訴訟は入口の問題を、郭貴勲訴訟は出口の問題を解決した。

しかし、厚生労働省は、なお、被爆者健康手帳交付申請、手当受給申請をするために、来日することを求めている。現地からの申請を実現することが、来日できない在外被爆者には必要である。

2 在外被爆者に対する医療給付の実現

医療給付の実現について、韓国の被爆者に対しては、大韓赤十字の協力で基金の運用において、一部実現している。しかし、ブラジル、アメリカは、医療保険制度が、日本や韓国と全く異なるため、どのようにし実現するかが課題である。

2003年8月28日の新聞報道では、厚生労働省が、在外被爆者に対する医療援助として財務省に、2億8000万円の概算要求をして、来秋くらいから、事業を進めたいとしているとのことである。どのような制度になるか監視する必要がある。

強制動員被害者問題의 解決을 위한 提案

太平洋戰爭被害者補償推進協議會
事務局長 金銀植

1) 背景

지금 한국 국회에는 일제에 의해 강제동원된 생존자 지원법안(보건복지부)과 진상규명 특별법(행정자치부) 양 대 법안이 다루어지고 있다. 이 두 법안은 모두 피해자들을 위해 절실한 법안이며, 시간을 다투고 있는 절박한 문제임에 두말할 나위가 없다.

그러나 진상규명특별법은 전혀 논의조차 진행시키지 못하고 있으며, 생존자 지원법안은 지원방식과 규모를 파악할 수 없어 국회 논의과정에서 반려된 상태이다.

이미 반세기가 지나 생존자들이 한계수명을 넘은 현시점에서 이처럼 시급하고 절박한 문제를 가지고 아직도 양국 정부간에 논의조차 제대로 이루어지고 있지 않은 현실을 놓고 볼 때 참으로 암담하다 하지 않을 수 없다.

이러한 원인은 한국이나 일본, 양쪽에서 그 책임을 서로에게 전가시키고 있기 때문이며 그 결과는 피해자들에게 더없이 셋을 수 없는 고통을 강요하고 있다. 이러한 점에서 필자는 다음과 같은 현실적인 해결의 방안을 제안하고자 한다.

첫째, 일제 강제동원 피해자 문제가 구제받지 못하고 있는 것은 일본정부, 한국정부, 일본기업, 그리고 청구권자금을 받아 성장한 한국기업들에게 있다. 이들 책임주체가 전향적으로 나서지 않는 한, 어느 쪽도 역사적 책임에서 자유로울 수 없다.

둘째, 진상을 규명하는 작업에서부터 피해자들에게 현실적인 혜택을 지원할 수 있는 구제조치가 일괄적으로 타결되지 않는 한 문제해결은 불가능하다. 피해자들이 한계수명을 넘어섰고, 한국정신문화연구원에서 2003년도 일제하 피강제동원자등 실태조사연구 보고서에 따르면 2003년 6월 말 현재 추정 생존자는 41,000여명이며, 이들이 빠른 속도로 사망하고 있기 때문이다.

셋째, 보상이나 배상이라는 관점보다 피해자들이 겪고 있는 현실적 어려움을 개선하고, 상실된 인권을 회복시키는 실효 가능한 조치들이 함께 강구되어야 한다.

넷째, 새로운 해결방식으로 “(가칭)일제과거청산기금”(또는 “일제강제동원피해자구제기금”, 이하 ‘기금’)이라는 방식으로 문제해결을 모색해 나가기를 기대한다.

항상 과거청산과 관련한 문제는 그 책임주체들이 전향적으로 나서지 않는데서 비롯된다. 실현 가능한 부분부터 단계적으로 추진해 왔다면 이미 많은 부분이 해소되어 나갔고, 한일간의 관계는 지금보다 한단계 높은 차원으로 발전해 있었을 것이다.

그동안 전향적인 조치는 한국보다 오히려 일본에서부터 시작되어 왔다.

일본정부는 이미 91-92년 한국인 원폭피해자들 위해 한국적십자사에 40억엔의 기금을 제공했다. 또한 사할린에 잔류하고 있던 한국인 피해자들의 귀국사업을 위해 경기도 안산에 영주아파트 건립사업을 지원해 왔다. 그리고 위안부 여성을 위해 '아시아여성을 위한 평화 국민기금'을 설립하여 피해자들에게 위로금을 지급하는 사업을 추진해 왔다. 재일한국인 군인, 군속 생존자와 유족들에게 일시금을 지급하고 있다. 재외원폭피해자들에게 그동안 지급되지 못한 건강관리수당의 지급을 추진하고 있다.

하지만 이러한 일본의 노력에도 불구하고 어느 사업 하나 피해자들을 만족시키지 못하고 있다. 그것은 일본이 과거의 역사적 책임에 대해 겸허하게 받아들이고 이의 해결을 위해 노력하고자 하는 의지보다도 현실과 타협하려는 정책적 판단이 앞서 있다는 점에서 첫 번째 문제이며, 일본인에 비해 차별적인 조치로 일관하고 있다는 점이 두 번째 문제이며, 모든 사업이 피해자들의 요구를 바탕으로 촉발된 것이 아니라 정책적 판단에서 이루어졌기 때문이다.

즉, 해당 피해자들이 전시에서부터 지금 현재까지 고통받아 왔다는 사실에 입각하여 그들이 마지막 세상을 떠날때까지 안정적인 삶을 영위할 수 있도록 배려한다는 차원보다도 눈에 보이는 사업위주, 일본국가의 도덕적 측면을 높이기 위한 일시적인 이벤트로써만 취급받아 왔기 때문이다.

한국정부는 그동안 피해자들을 위해서 사실상 무대책으로 일관해 왔다. 한일협정이 체결되어 피해자들의 청구권을 포기하는 조건으로 경제지원을 받은 이후 70년대에 피징용 사망자에게 일시적인 지원이 있었을 뿐이며, 그 금액은 전체 대일청구권 무상공여의 5.4%에 지나지 않았다. 더군다나 생존자에 대해서는 위안부피해자들에게만 일시금의 위로금과 매달 생활안정지원금을 지급하고 있으며, 그 밖의 피해자문제에 대해서는 전혀 고려조차 하지 않아왔다.

한국에서도 70년대에 일제 피해자와 관련한 '기금'사업은 있었다. 대일청구권 유무상자금의 도입이후 한국정부는 그 일부인 당시 20억원을 '독립유공자 사업기금법'(1973년 3월

10일 법률 제2588호)을 제정하여 투입한 적이 있다. 이 기금사업은 금융기관에 예탁하여 원금을 잠식하지 함이 없이 원금의 이자등 과실수입으로 사업을 수행하도록 하였고, 주요 사업은 독립유공자 사업기금운영위원회에서 하되 기금의 관리 및 운영은 원호처장이 행하는 것으로 되어 있다.

그러나 독립유공자를 위한 사업기금 20억원이었던데 반해, 대일민간청구권 신고자 10만여명에 대해서는 16억원밖에 지급되지 않았다. 이는 일본의 원호정책과 마찬가지로 국가를 위해 희생한 사람에 대해서만 대우한다는 발상과 다르지 않다.

이러한 문제는 거시적이고 종합적인 관점에서 문제를 해결하려 하지 않은 것이 첫 번째 문제이며, 피해자 구제보다는 경제개발만을 위해 매진해 왔다는 점이 두 번째 문제이며, 사안의 시급성이나 중요성보다는 현실적인 득표전략과 같은 정치적 목적달성에만 매몰되어 왔다는 점에서 찾을 수 있다.

따라서 필자는 가능한 신속하면서도 현실적으로 피해자들을 구제하기 위해서 직접적인 책임을 갖고 있는 일본정부와 강제동원으로부터 이득을 착취한 일본기업, 그리고 주변국들이 2차대전 피해자들의 구제를 위해 노력하고 있는 동안 스스로의 역할을 태만히 한 한국정부와 청구권 자금을 통해서 기업의 성장을 일궈왔으면서도 사회적 역할면에서 전혀 기능하지 못했던 한국기업들이 모두 참여하여 '기금'을 조성하도록 촉구하고자 한다.

2. '基金'의構想

1) '기금'의 목적

제2차대전의 전란으로 인해 전쟁수행과 이의 지원을 위한 목적으로 국가권력의 강압에 의해 강제적으로 동원되어 자유를 속박당한 채 격전을 치루거나, 강제노동에 혹사당하여 정신적, 신체적 피해를 입어, 인간으로서 누릴 행복한 삶을 침해받은 자들에게 그 침해받은 인권을 회복하고 실질적인 지원을 통해 인간다운 삶을 영위하도록 지원하기 위함이다.

1)

1) 이 기금의 성격이 보상이나 배상의 성격과 다른 부분이다. 첫째, 피해의 원상회복이라는 관점보다는 인간다운 삶을 영위하도록 지원하고자 한다는 점, 둘째, 모든 피해자들이 대상이 아니라 정신적, 신체적 피해가 현재까지 이어져 행복한 삶을 침해받고 있다고 판단되는 사람들로 한정하고 있다는 점이다. 이는 당시의 피해를 기준으로 하는 것이 아니라 지금 현재를 기준으로 비추어볼 때 지원이 절대적으로 필요한 대상자들에게 우선적인 혜택을 부여하자는 것이다. 이러한 기준이 앞으로 여러 논란을 가져올 수 있기에 충분한 논의를 거쳐야 할

2) 기금의 주체

반관·반민의 특수법인으로 사단법인이나 재단법인의 형태로 사업추진위원회를 둔다. 2)

3) 기금의 사업 3)

- 일제강점하 강제동원피해 진상조사에 관한 사항
- 일제강점하강제동원피해와 관련된 국내외 자료의 수집과 분석 및 진상조사보고서 작성에 관한 사항
- 유골 발굴 및 수습에 관한 사항
- 강제동원희생자 및 유족의 심사·결정에 관한 사항
- 사료관, 위령공간조성에 관한 사항
- 강제동원희생자의 치료 및 개호 무상지원
- 강제동원희생자의 유자녀 장학사업
- 주거안정을 위한 장기저리의 응자
- 생계형 자가사업 지원을 위한 장기저리의 응자
- 강제동원희생자중 극빈자, 생활무능력자에 대한 생활안정지원금 지급사업
- 기타 기금의 목적달성을 위해 필요로 하는 사업

4) 기금의 재원마련4)

- 한국정부의 기금출연
- 청구권자금으로 수혜를 받은 한국기업으로부터의 기금모금
- 일본정부의 기금출연
- 강제동원으로 인해 수혜를 받은 일본기업으로부터의 기금모금
- 한·일 양국의 국민들로부터의 모금

것으로 판단된다.

2 굳이 반관·반민의 특수법인으로 하려는 것은 향후 일본정부, 일본기업과의 외교적 협상을 일임받기 위함으로 적십자사와 같은 형태를 고려해 보았다.

3 진상규명작업에서부터 피해자들에게 치료나 개호, 현실적인 지원이 가능한 사업을 추진하도록 한다.

4 기금의 재원은 한·일 양국이 공동으로 참여하는 방안을 고려하였으며, 사업을 추진해 나가면서 피해자들의 요구에 따라 년차적으로 증액시켜 나가는 것이 합리적이라 생각된다. 이는 얼마만큼의 기금이 소요될지 예측하기 불가능하기 때문에 사업을 추진해 나가면서 조달하는 것이 필요할 것으로 본다. 또한, 기금 자체적으로 수탁구조를 창출시켜 기금의 지속성을 유지시켜 나간다.

- 수익창출이 가능한 사업 추진
- 기타 목적달성을 위해 안정적 재원을 운영할 수 있는 사업

3. 向後의 課題

이러한 '기금'사업을 추진하기 위해서는 먼저 기존의 '기금'사업이 어떻게 조성되었고, 어떻게 진행되어 왔으며, 그에 따른 문제점이 무엇인지를 먼저 검토해 보아야 한다. 따라서, 향후 독일의 '기억, 책임, 미래재단'의 기금사업, 하나오카평화우호기금사업등에 대해 면밀한 검토가 필요하다고 본다.

둘째, '기금'에 참여할 대상자를 선정하는 작업에 착수해야 한다. 일본에서는 강제연행에 관여한 기업을 색출하고, 이에 대한 입증자료를 각 개별기업별로 분석해 들어가야 한다. 즉, 현재의 기업과 과거의 기업과의 연관관계를 규명하기 위하여 개별기업별 사사를 수집하고 분석하는 작업이 중요하다. 한국에서는 대일민간청구권자금의 수혜를 받은 기업의 리스트를 작성하고, 청구권자금의 기업성장에 어떤 기여를 담당했는지에 대한 분석이 필요하다.

셋째, 한일 양국 국민의 여론에 호소할 수 있는 방안을 마련해야 한다.

우선 양국간의 과거사문제의 해결 시점을 2005년으로 목표를 두고 대규모적인 양국간 교류행사를 전개해 나갈 필요가 있다. 이를 위해 2005년 8월 한달동안을 특별기간으로 설정하여, 양국에서 문화, 예술, 스포츠, 학술, 역사탐방등 종합적인 교류행사의 기획을 시민단체에서 수립하고, 이를 양국정부에 지원하도록 요청한다. 이러한 교류의 장에서 과거사 문제의 해결에 국민적 여론을 불러 일으킨다.

넷째, '기금' 대상자들의 동참을 유도할 수 있는 영향력 있는 조직을 구성해야 한다.

양국의 국회의원, 법률가, 학자, 연구자, 시민운동가등을 망라하여 교섭력을 강화시킬 수 있는 명망가들의 참여를 유도하여, 직접적으로 한일 양국정부, 개별기업을 상대로 동참시키기 위한 설득과 압력을 행사해야 한다. 따라서, 향후 양국간의 교류사업, 정부와 기업을 상대로 한 교섭을 추진할 보다 광범위한 네트워크가 필요하다.

→ 한국인들 한국인들 한국인들

序

「戦後補償問題を考へる弁護士連絡協議会」（「弁連協」）

itarian law" Note by the High Commissioner for Human Rights" (S/2003/112, S/2003/113) E/CN.4/2003/63 27 December 2002).

またなお様々な障害があるとはいえば、国際人道法違反の行為に責任ある個人を裁く常設の国際裁判所(ICC)が2003年発足した。一方で現代の霸權国家米国は、国連を無視して恣意的なイラク攻撃を行い、国際人道法もまた侵犯され続けるが、他方国際人道法を実現しようとする動きもなお前進し、双方の力が働きあう渦巻き状態にあるというべきだろう。

1

高木喜孝 著者

戦後補償訴訟の転機

—除斥期間及び「国家無答責」を適用せず—

「弁連協」は、基本的な国内活動として、弁護団相互の連絡、判決の報告、法理論研究のための定期的な弁連協会議をもち、専門意見書を各弁護団の共有のものとし、「事務局通信」を発行、一九九八年以來毎年一回(二〇〇三年は第五回)「戦後補償訴訟公開フォーラム」を開催している。

国際活動として、ジュネーブの国連人権小委員会(人権促進保護小委員会)における戸塚悦郎弁護士や前田朗造形大教授を中心とした活動と協力し、「ファン・ボーベン報告書」(一九九三年)、「グラスマニ報告書」(一九九六年)、「マクドゥーガル報告書」(一九九八年)などへの協力を含め、戦後補償問題に関する国連内国際法論議及び世論への働きかけを続けている。

一九九八年六月、ソウルにおいて大韓弁護士協会・ソウル弁護士会の後援を得て、韓国「民主社会のための弁護士の会」と共催シンポジウムを行う。二〇〇二年二月、中国華東政法学院国際法学部主催の中国戦後補償訴訟シンポジウムに参加。中華全国律師協会と緊密な協力関係を形成している。

なお一九九九年八月、米国において日本団体と提携し、日本における証拠開示手続等に関与している。

2

換による本格的な立法が待ち望まれる。

3

また、「弁連協」の提言活動の一環として、その内部に組織された「戦後補償立法準備委員会(人権促進保護小委員会)」における戸塚悦郎弁護士や前田朗造形大教授を中心とした活動と協力し、「ファン・ボーベン報告書」(一九九三年)、「グラスマニ報告書」(一九九六年)、「マクドゥーガル報告書」(一九九八年)などへの協力を含め、戦後補償問題に関する国連内国際法論議及び世論への働きかけを続けている。

一九九八年六月、ソウルにおいて大韓弁護士協会・ソウル弁護士会の後援を得て、韓国「民主社会のための弁護士の会」と共催シンポジウムを行う。二〇〇二年二月、中国華東政法学院国際法学部主催の中国戦後補償訴訟シンポジウムに参加。中華全国律師協会と緊密な協力関係を形成している。

なお一九九九年八月、米国において日本団体と提携し、日本における証拠開示手続等に関与している。

4

こうした弁連協の活動は、①国内においては、日本各地の訴訟及びその弁護団の奮闘を基礎にこれらを孤立させることなく、法律問題の討論を広く起こし、専門意見書の共有や弁護活動のオープンな交流を確保し、この長期にわたる戦後補償訴訟を粘り強く維持させることに役立つてきたと自負している。

また個々の企業との和解の成立の事例や「アジア女性基金」の事例を超えて、日本政府が被害者個人に対し責任を明確にする根本の上に、戦後補償問題を解決するべきであるとの基本方向を堅持することにも、大いに貢献しているといふべきである。

また②海外においても、前述のように国連や国際赤十字内の世論において、国際人道法に基づく個人の請求権を承認する趨勢は、日本における戦後補償訴訟が発信するメッセージにより大きく強く力づけられている。

他方、確かに日本戦後補償訴訟において勝訴の例は数少ない。所謂「下関判決」(一九九八年四月二七日)も控訴審で敗訴し、しかも最高裁判は上告を受理しなかつた(二〇〇三年三月二十五日)のが実情である。

しかし、これから本稿で述べるように、從来戦後補償訴訟において厚く重い障壁となってきた除斥期間、「国家無答責」及び「安全配慮義務」の成否について近時原告の主張を容

認する判決が相次いで出された。最近の最高裁判の上告不受理の動きを見るまでもなく、なほ勝訴への期待を語るのは余りに楽観的過ぎる。ただこれを前提として見れば、戦後補償訴訟の長期にわたる堅持が、ようやく司法の重く厚い壁に穴を穿つというべき状況が顯れている。本稿は、この状況について簡単な報告を試みる。「戦後補償訴訟の転機」と題する由縁である。

I 戰後補償訴訟の転機

一 除斥期間及び「國家無答責」の不適用―

福岡・中国人強制連行強制労働事件判決

二 除斥期間の適用を排して

三 三井鉱山に勝訴―

戦後補償訴訟判決の中で近時特筆するべきことは福岡・中国人強制連行事件判決(二〇〇二年四月二六日福岡地裁)である。同判決は、被告三井鉱山株式会社に対し、各原告にそれぞれ一一〇〇万円の支払いを命ずるもので、1)強制連行及び強制労働の事実を認定し、2)それが、日本政府と三井鉱山株式会社の共同不法行為によるものであると認定、3)日本国政府に関しては「國家無答責」の法理をそのまま認めて免責したもの、4)三井鉱山株式会社に関しては「正義、衡平の理念に著しく反しその適用を制限することある」とされている。

しかし、戦争中の国家による敵国民及び中立国民に対する国際人道法違反の非人道的な行為については、ハーフ条約及びジュネーブ条約に基づき加害國家の賠償責任が当然生ずる。この場合、国際人道法違反の非人道的な行為をしながら日本国が外国人被害者やその被害者の属する国家に対し、「国家無答責」と無責任を主張することは出来ない。加害者が直接被害者個人に責任を負うのか、被害者の属する国家に責任を負うのかが争点ではあつても、加害國が無責任であると主張する立場はありえない。

日本における戦後補償訴訟において、日本民法の不法行為に基づく被告日本国に対する請求に關し、既前の判決は全てこの「国家無答責」の法理により請求者が被害者個人か被害者の属する国家かを問題にすることなく、当然のように敗訴させている。しかしこのことは今述べたように日本司法の根本的な国際法感覚の欠如を、特に戦争法規、即ち国際法

とが相当である」と除斥期間を適用せず、かつ時効についても「信義則に反し、失当であるといわざるを得ない」と判断し、(五)さらに、原告らの請求権が、「一九七二年日中共同声明及び一九七八八年日中平和条約により直ちに放棄されたものと認めることは出来ない」と判断した。

除斥期間・時効の適用制限の判断に関して、これは一九九〇年代以来の戦後補償訴訟の中で最も重要な判断であり、もつとも画期的な内容といえる。

この判断に関しては、從前の最高裁判例(予防接種事件判決 一九九八年六月二日)が除斥期間の適用除外の要件を厳格に限定していることを鑑みると、商裁・最高裁判の段階で維持されるかどうかな大きな閑門があるが、日本の司法界において戦後補償訴訟が正義、衡平の理念の根本に関わる人道法の問題であることが着実に認知され、原告勝訴が認容されるべきだという方向が示されたものと考えられる。

(1)

ここでは、直接には日本民法が請求の根柢となっている。しかし除斥期間の規定(不法行為の時より二〇年を経過するとき請求権は消滅する「民法第七二四条」)も又日本民法の規定である。判決は、本件にこの除斥期間の規定を適用して請求権は消滅したとするのは、「正義、衡平の理念に著しく反しその適用を制限する事が相当である」という。この「正義、衡平

の理念」とは何が、判決は明示しない。そもそも国際人道法の理解はなお著しく低い。しかし事案をみればこれは戦時の占領軍の占領地住民に対する非人道的な行為である。占領地における占領軍と住民との間の法は、日本法ではあり得ない。国際人道法こそが占領軍が遵守るべき法なのである。交戦団が戦時にも遵守しなければならないハーグ条約等の国際人道法を踏みにじる非人道的な侵害行為であるから同法に基づいて加害國家が被害者個人に賠償責任を負うはもちろん、それに協力して非人道的な行為を行い不正・不当な利益を得た民間企業もまた各国内法に基づき(それが欠缺している場合国際的条約に基づき)賠償責任を負うべきである。

且つ、消滅時効はいうまでもなく除斥期間についても、二〇年経過したからといって損害賠償請求権を消滅させるのは「正義、衡平の理念に著しく反する」のである。ここでは実は国際人道法(ハーグ条約)が、事实上民法の解釈原理として、しかも民法に優越するものとして直接作用している。除斥期間の適用制限は、民法の解釈原理というより、民法の規定そのものを排除するものとして優越的に直接作用しているといふべきであろう。

憲法九八条二項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守する」という法規範からみて、国際人道法の直接適用はごく自然な法理である。

(2)

二 京都・大江山中国人強制連行強制労働事件判決―「國家無答責」を適用せず―

福岡判決の課題としてこゝに記載していた「國家無答責」について、京都・大江山中国人強制連行強制労働事件判決(二〇〇三年一月一五日京都地裁)は、中国人強制連行強制労働を「権力作用」によるものではないとして、戦後補償訴訟において初めて、「國家無答責」を適用しなかつた(但し除斥期間の適用により敗訴)。

判決は、開議決定、実施要領、次官会議決定等を詳細に検討し、「本件移入政策は、当時の日本政府が統治権に基づく権力作用を行って、特定の中国人を移入労働者として選定し、強制的に日本国内まで運行して労働させることを構想しているものではなく、非権力的方法によって政策を実現しようとしている

というべきである」としている。そして、「本件移入政策がその具体的実施方法として、事情を知らない中国農民を旧日本軍が突然実力で拘束して連行することなど、全く予定していなかった」とし、「本件強制連行が本件移入政策の事実上の実行行為であつたことの一事をもつて、それが國家の権力作用の行使としてなされた行為であつたと認めるわけにはいかない」。当時は日本政府は、戦時下における労働力確保の要請に応える目的で、私経済政策である労働政策の一つとして本件移入政策を実行する立案、実行した。ところが日本政府は、その実効性を確保するために、優越的地位に基づいた権力作用(公務遂行作用)を発動して強制連行が出来る制度がないのに、実行行使を目的とする旧日本軍の優越的実力に基づいた強制力を何ら法的根柢もないまま組織的に行使して、原告ら六名の中国人農民を有無をいわせず強制連行したもの」と判断し、その後の連行行為も「権力作用」によるものではなかつたと判断している。

上記判旨により、判決は「國家無答責」を適用せず企業との共同不法行為を認定した。

こうした判旨は、原告の国際私法構成に関する、本件強制連行強制労働が「権力作用」に基づく行為であったかを検討する文脈で展開されたもの。

「強制連行が出来る制度がないのに」という趣旨が、中国における占領政策としての日本

法制が伴えば「権力作用」となるのか、或いは直截にハーグ条約等国際人道法違反の行為は、これを侵す日本法制が仮にあつても結果は、含法性を有しないので、「国家無答責」の適用を受ける「権力作用」ではないのか、なお明らかではない。判決は別にハーグ条約についてたんに個人請求権を認める趣旨ではないと簡単に指摘しているだけであるが、強制連行できる日本国内法制度の有無という判断基準は根拠として薄弱であり、戦時の占領地における法秩序とは何かについて深く考え及んでいない。しかし、これまで戦後補償訴訟における厚く重い壁となってきた「国家無答責」の適用を排したことは、極めて重要な前進といふべきであろう。

3 強制労働事件における「安全配慮義務」の認定

同じく京都判決は、被告会社についてその責任の根拠となる「安全配慮義務」を認定した。

「被告会社は、故意の不法行為によつて上記労働関係を形成し、維持したものであるから、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った」と認定し、安全配慮義務の成立を認めている。先に広島・西松建設中国人強制連行強制労働事件判決(二〇〇一年七月九日広島地裁)が契約の存在を凝視して、戦後補償訴訟の中で初めて安全配慮義務を認めめたが、

は根拠として薄弱であり、戦時の占領地における法秩序とは何かについて深く考え及んでいない。しかし、これまで戦後補償訴訟における厚く重い壁となってきた「国家無答責」の適用を排したことは、極めて重要な前進といふべきであろう。

4 国際人道法に関する日本司 法の水準

しかし、上記報告のとおり、①除斥期間については福岡判決が「正義、衡平の理念に反する」とその適用を除外し、③「安全配慮義務」については、広島判決が初めて認め、それを決定的に重要なことは、京都判決が②「國家無答責」について、「日本軍による単なる不法な実力行使」であるからその法理の前提とする「権力作用」に該当ないと判決したことである。

これら司法の動向が示すことは、日本の戦後補償訴訟における法律上の壁は全て乗り越えられる、そして現に乗り越えられているという事実である。

個々の判決の結果は敗訴であつても、法律上の争点を総合的に観れば、勝訴への活路は既に切り拓かれているといつてよい。

そしてこれらの諸判決が、現在戦後補償訴訟の中心に位置してきた中国戦後補償訴訟において実現してきたことの意味も改めて考えると価値がある。

1) ハーグ条約の解釈は、他の条約と同様一九六九年のウイーン条約法条約に基づいて行われるべきであるという国際法の基本常識が定着しつつある。戦後補償訴訟の開始当初、日本司法はハーグ条約の解釈に当たり、文理解釈、趣旨、目的、緒結の実行、締結(議事)過程の解釈における序列・構造に関し乱雑で恣意的な方法によつて顧みるところがなかつた。

2) ドイツ・ミュンスター行政控訴裁判所判決(一九五一年四月九日)について、イギリス占領地域統治委員会の請求審査会がハーグ条約第三条を根拠に被審者個人に請求権を認めることを認めたもので、「ハーグ陸戦条約三條の事後実行の一例と認める余地はある」と評述した。

また、ドイツ・ボン地方裁判所判決(一九五七年一月五日)について、「この判決が個人の損害賠償を命じたもので、「ハーグ陸戦条約三條の事後実行の一例と認める余地はある」と直接の根拠は国内法(民法典)にあつた可能性が高いが、同判決の内容に照らすと、同判

奴隸労働という契約関係がない場合でも安全配慮義務が成立するということを正面から認めた点は新たに大きな意義を持つ。

戦後補償訴訟において厚く重い壁となつてきたのは、民法に基づく請求に対しても、

①消滅時効と除斥期間、②「国家無答責」及び③「安全配慮義務」の成否であり、国際人道法(ハーグ条約、ジュネーブ条約)に基づく請求に対しては個人請求権の否定であつた。

しかし、上記報告のとおり、①除斥期間に反する」とその適用を除外し、③「安全配慮義務」については、広島判決が初めて認め、それを決定的に重要なことは、京都判決が②「國家無答責」について、「日本軍による単なる不法な実力行使」であるからその法理の前提とする「権力作用」に該当ないと判決したことである。

これら司法の動向が示すことは、日本の戦後補償訴訟における法律上の壁は全て乗り越えられる、そして現に乗り越えられているという事実である。

個々の判決の結果は敗訴であつても、法律上の争点を総合的に観れば、勝訴への活路は既に切り拓かれているといつてよい。

そしてこれらの諸判決が、現在戦後補償訴訟の中心に位置してきた中国戦後補償訴訟において実現してきたことの意味も改めて考えると価値がある。

中国戦後補償訴訟は、主要には占領軍が占領地住民に対して行った国際人道法(ハーグ条約違反の非人道的行為)に関する不法行為が「正義、衡平の理念」という正義、衡平の理念とは何か、また京都判決が「軍による不法行為」という法とは何かを考えれば、各判決はなお明瞭に指示しないかそれがハーグ条約を中心とする国際人道法であることは明白であろう。

しかし国際人道法(ハーグ条約、ジュネーブ条約)に基づく個人請求を認めた判決はなおない。国際人道法の下における個人の地位に関する日本司法の水準は、なおハーグ条約についての実例、裁判例を実際には検討していない。国际人道法の下では個人は何ら請求権はないという牢固たる思想にならずで恥じず、戦争法規の発展してきた歴史を見ようとする段階にすら達していかなかったのが実情である。従来の判決は国際法の下では個人は何ら請求権はないという牢固たる思想にならずで恥じず、戦争法規の発展してきた歴史を見ようとする段階にすら達していかなかったのが実情である。従来の判決は国際法の下では個人は何ら請求権はないという牢固たる思想にならずで恥じず、戦争法規の発展してきた歴史を見ようとする段階にすら達していかなかったのが実情である。従来の判決は国際法の下では個人は何ら請求権はないといふのが殆どである。わずかにオランダP.O.W第一審判決(一九九八年一月三〇日)が、ハーグ条約について、「第三条の起草過程においては損害を被った個人の救済をも目的としていたことは認められる」と同条約の趣旨、目的を指摘したのが注目された。しかし、例

決がハーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する損害賠償請求権を認める根拠となり得るとする見解を示したものと解する余地はある」という。ギリシャ・レバディア地裁判決(一九九七年一〇月三〇日、最高裁判決)「二〇〇〇年五月四日、確定については、より明確に「ハーグ陸戦条約を直接の根拠に個人の賠償請求権を認めた事例を解釈することはできる」と評価した。これらの判旨は、裁判所がこれら原告側の挙げるハーグ条約に基づく個人請求事例について、従前の例に比べて証拠(判決及び意見書)に実際に当り始めていることを示していると思われる。

これらの判旨は、裁判所がこれら原告側の挙げるハーグ条約に基づく個人請求事例について、従前の例に比べて証拠(判決及び意見書)に実際に当り始めていることを示している。これらの動向は、一九九九年八月以降の米国訴訟の内中国人原告の事件について被告日本企業は、中国がサンフランシスコ平和条約の当事国でもなく、一九五六年の日華(台湾)平和条約の当事国でもないのに、一九七二年日中共同声明及び一九七八八年日中平和友好条約は、日華(台湾)平和条約を前提としており、同条約はサンフランシスコ平和条約を基にしておりので戦争賠償問題は全て解決済みであるという抗弁を、初めて主張し始めた。

日中共同声明の前文で「日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現を図る」という見解を再確認する」と明記されており、「復交三原則」の第三は「日台条約(日華平和条約)のことを指す」は不法であり、無効であつて破棄されなければならない」である。しかも当然のことながら中国政府は日中共同声明において放棄されたのは政府間の請求権のみであつて中國国民の請求権は放棄されていないと聲明しているのである。

上記日本企業の抗弁は維持されないのは明

23	新日鉄韓国人元徴用工連族損害賠償等請求訴訟弁護団	東京地裁	'97.9.21裁判外和解成立 被告團は維続
24	花岡鉱山強制運行事件弁護団東京	高裁	'95.6.28提訴 '97.12.10第一審判決 '97.12.12控訴 '00.11.29和解成立
25	中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟弁護団	東京高裁	'95.8.7提訴 '01.5.30第一次訴訟第一審判決 控訴 '02.3.29第二次訴訟第一審判決 控訴
26	中国人戦争被害者（南京・七三一）損害賠償請求訴訟弁護団	東京高裁	'95.8.7提訴 '99.9.22第一審判決 控訴
27	三菱広島元徴用工被爆者補償請求訴訟弁護団	広島高裁 広島地裁	'95.12.11第一次提訴（原告6名） '99.3第一審判決 控訴 '96.8.29第二次提訴（原告40名）
28	劉連仁強制運行・強制労働損害賠償請求訴訟弁護団	東京高裁	'96.3.25提訴 '01.7.12第一審判決 国側控訴
29	平頂山事件弁護団	東京高裁	'96.8.14提訴 '02.6.28第一審判決 控訴
30	日本軍毒ガス／砲弾遺棄被害弁護団	東京地裁	'96.12.9提訴
31	七三一細菌戦国家賠償請求訴訟弁護団	東京高裁	'97.8.11提訴 '02.8.27第一審判決 控訴
32	西松建設強制運行損害賠償請求事件	広島高裁	'98.1.16提訴 '02.7.9第一審判決 控訴
33	台湾出身B C級戦犯國家補償請求訴訟弁護団	福岡高裁	'98.5.7提訴 '01.第一審判決、控訴
34	中国人強制運行・強制労働長野事件弁護団	長野地裁	'97.12.22提訴
35	中国・山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟弁護団	東京地裁	'98.10.30提訴
36	三菱名古屋・朝鮮女子労働挺身隊訴訟弁護団	名古屋地裁	'99.3.1提訴
37	B C級戦犯公式謝罪等請求訴訟弁護団	最高裁	'95.5.10提訴 '99.3.24判決 '99.4.6控訴 '00.5.25控訴審判決 '01.11.22上告審判決
38	台湾「元慰安婦」損害賠償・謝罪請求訴訟弁護団	東京高裁	'99.7.14提訴 '02.10.15第一審判決 控訴
39	福岡中国人強制運行損害賠償請求訴訟弁護団	福岡高裁	'00.5.10提訴 '02.4.26第一審判決 控訴
40	海南島戦時性暴力被害損害賠償請求訴訟弁護団	東京地裁	'01.7.16提訴
41	北陸戦後補償弁護団（不二越等）	富山地裁	'03.4.1提訴
42	京都大江山中国人強制運行損害訴訟弁護団	京都地裁	'98.8.14提訴
43	新潟中国人強制運行損害訴訟弁護団 (第一次・第二次・第三次)	新潟地裁	'00.9.12第1次訴訟 提訴
44	群馬中国人強制運行損害訴訟弁護団	前橋地裁	'02.5.27提訴
45	北海道中国人強制運行損害訴訟弁護団	札幌地裁	'99.9.1提訴

(03.4.1 現在)

	訴訟名	係属裁判所	訴訟状況
1	サハリン残留韓国人補償 請求訴訟弁護団	東京地裁	'90.8.29提訴 '95.7.14取下
2	金成培国家賠償請求訴訟弁護団 (行政訴訟並行)	最高裁	'92.11.5提訴 '98.6.23判決 '00.4.27控訴 '01.11.16上告審判決
3	大阪韓国・朝鮮人援護法の援護を 受ける地位確認訴訟弁護団	大阪高裁 (上告中)	'91.1.31提訴 '95.10.11第一審判決 '95.10.20控訴 '99.9.10控訴審判決 '99.9.上告
4	日本钢管損害賠償訴訟弁護団	東京高裁	'91.9.30提訴 '97.5.26判決 控訴 '99.4.6和解
5	韓国人B C級戦犯国家補償請求 訴訟弁護団	最高裁	'91.11.12控訴 '96.9.9第一審判決 '96.9.19控訴 '98.7.13控訴審判決 '99.12.21上告審判決
6	アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償 請求訴訟弁護団	東京高裁	'91.12.6提訴 '01.3.26第一審判決 控訴
7	強制徴兵・徴用者等に対する (江原道) 補償請求訴訟弁護団	東京高裁 (上告不受理)	'91.12.12提訴 '96.11.22第一審判決 '96.12.6控訴 '02.3.28控訴審判決 '03.3.28上告不受理
8	金順吉三菱造船損害賠償訴訟 弁護団	福岡高裁 (上告不受理)	'92.7.31提訴 '97.12.2第一審判決 '97.12.8控訴 '99.10.1第二審判決 '03.3.28上告 不受理
9	援護法障害年金支給拒否決定 取消訴訟弁護団	最高裁	'92.8.13提訴 '94.7.15第一審判決 '94.7.26控訴 '97.11.18控訴審結審 '98.9.29控訴審判決 '01.4.5上告審判決
10	対不二越未払い賃金等請求訴訟 弁護団	最高裁	'92.9.30提訴 '96.7.24第一審判決 '96.8.6控訴 '98.12.21控訴審判決 '00.7.11和解
11	釜山從軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請 求事件弁護団	広島高裁 (上告不受理)	'92.12.25提訴 '98.4.27第一審判決 原・被告控訴 '01.3.29控訴審判決 上告 '03.3.25上告不受理
12	シベリア抑留韓国人国家賠償請求訴訟弁 護団	大阪高裁 (上告中)	'92.11.9提訴 '98.3.27判決 '98.4.1控訴 '00.2.23控訴審判決 上告
13	フィリピン「慰安婦」国家補償請求訴訟 弁護団	東京高裁 (上告中)	'93.4.2提訴 '98.10.9第一審判決 '98.10.10控訴 '00.12.6控訴審判決 '00.12.20上告
14	在日韓国人從軍慰安婦国家補償請求訴訟 弁護団	東京高裁 (上告不受理)	'93.4.5提訴 '99.10.1第一審判決 控訴 '00.11.30控訴審判決 '00.12.12上告 '03.3.28上 告不受理
15	光州千人訴訟弁護団	東京高裁	'93.6.30提訴 '94.5.18追加提訴 '98.12.21第一審 判決 控訴 '99.12.21控訴審判決 上告却下
16	香港軍票補償請求訴訟弁護団	東京高裁 (上告)	'93.8.13提訴 '99.6.17判決 控訴 '01.2.8控訴審判決 '01.10.16上告不受理
17	浮島丸被害者国家補償請求訴訟	大阪高裁	'93.8.23提訴 '01.8.23判決 控訴
18	在日韓国人姜富中援護法の援護を受け る地位確認訴訟弁護団	最高裁	'93.8.26提訴 '97.11.17第一審判決 控訴 '99.10.15第二審判決 上告 '01.4.13上告審判決
19	上敷番国家賠償請求訴訟弁護団	東京高裁	'95.7.27第一審判決 '96.8.7第二審判決 確定
20	人骨焼却差止住民訴訟弁護団	最高裁	'93.9.2提訴 '94.12.5第一審判決 '94.12.16控訴 '95.12.20第二審判決 '95.12.27上告
21	オランダ人元捕虜補償請求訴訟弁護団	東京高裁 (上告中)	'94.1.25提訴 '98.11.30第一審判決 '98.12.2控訴 '01.10.11控訴審判決 上告
22	イギリス・アメリカ・オーストラリア・ニュ ージーランド人元捕虜補償請求訴訟弁護団	東京高裁 (上告中)	'95.1.30提訴 '98.11.26第一審判決 同日控訴 '02.3.27控訴審判決上告

白であつたが、カリフォルニア州におけるヘイデン法（戦後補償請求の訴訟時効を二〇一〇年まで延長）の公布と米国訴訟の勃興に驚愕した日本企業は前後顧みることもなく敢えて提出したと考へられる。

このように米国訴訟の開始を機に一齊に条約により解決済みとの主張が始まられた。日本政府及び日本企業の当時の狼狽ぶりがみてとれる。

この影響を受けて日本における戦後補償訴訟においても、就中中國戦後補償において、一齊に日中共同声明で中國国民の請求権は放棄されたとの主張が始められた。前記のとおり福岡判決はこの抗弁を受けたが、他方京都判決はウイーン条約法条約に基づく解釈方法もとらず、また何ら共同声明の採択過程を検討することなくこの抗弁を容れてしまつてゐる。

今後「弁連協」が一貫して主張してきたように、日中共同声明（第五項）について、これをウイーン条約法条約に基づいて正しく解釈し、前記前文の趣旨を的確に見ることが肝要となる。そこでは日華平和条約、ひいてはサンフランシスコ平和条約に基づいて中國国民の請求権が放棄されたとの解釈は成立し得ない（筆者「中國戦後補償訴訟における国際法の問題」『中國研究』二〇〇一年一月号）参照。

日本戦後補償訴訟は今もなお解決されない。本稿執筆中にも、「慰安婦」訴訟での画期的な

勝訴判決（下関判決）の上告申立が最高裁判所によって上告不受理となつた。（二〇〇三年三月二十五日）最高裁判所は戦後補償訴訟に対し消極的な姿勢を顕かにしつつあるといつてよい。

しかし、他方さらに新たな訴訟が提起されつけ、そして除斥期間及び「國家無答責」の不適用の如く、從来の厚く重かった法律上の壁は乗り越えられていく。

戦時に於ける國際人道法による個人の保護は、いよいよ実現されなければならない現代的課題であり続けるのだ。

（たかぎ・よしなか／弁護士）

（本文は著者の個人的見解を示すものである）